

天使大学大学院看護栄養学研究科学則

第1章 総則

(目的)

第1条 天使大学大学院看護栄養学研究科（以下「本研究科」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、建学の理念であるカトリック精神に基づく「愛をとおして真理へ」に生き、知的、専門的及び応用的能力を発揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する高度専門職業人を育成することを目的とする。

(位置)

第2条 本研究科を、札幌市東区北13条東3丁目1番30号に設置する。

(自己点検及び評価等)

第3条 本研究科は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、また、文部科学大臣により認証された評価機関による評価を受けるものとする。

2 前項の自己点検及び自己評価並びに認証評価機関による評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学生定員及び修業年限等

(課程及び分野)

第4条 本研究科に、修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程は、前期及び後期の課程に区分する。博士課程前期の課程は、これを修士課程として取扱う。

(人材養成等の目標)

第5条 本研究科は、人材養成に関する目標を次のとおり定める。

- (1) 看護学専攻修士課程においては、看護学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。
- (2) 栄養管理学専攻博士前期課程においては、栄養管理学に係る最新の知見と高度な専門技術を学修し、保健医療福祉分野の発展に貢献できる高度な専門性を有する人材を育成する。
- (3) 栄養管理学専攻博士後期課程においては、栄養管理学に係る先端的な教育及び研究を行うことにより栄養管理学の高度の専門知識と技術を教授し、自立して研究活動を行い、卓越した教育上の指導能力を有する人材を育成する。

(修業年限等)

第6条 本研究科の修業年限等は次のとおりとする。

- (1) 本研究科修士課程及び博士前期課程の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。ただし、看護学専攻修士課程の修業年限は1年以上2年未満の期間とすることができる。
- (2) 本研究科博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

(3) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により標準の修業年限を超えて、計画的に教育課程を履修し修了する制度（以下「長期履修学生制度」という。）の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(4) 前項の取り扱いについては、別に定める。

（専攻及び収容定員等）

第7条 本研究科に、次の専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
看護栄養学 研究科	看護学専攻 修士課程	14人	28人
	栄養管理学専攻 博士前期課程	3人	6人
	栄養管理学専攻 博士後期課程	2人	6人

第3章 教員組織及び運営組織

（授業担当教員）

第8条 本研究科における授業及び研究指導は、天使大学の教授、准教授、講師及び助教が担当する。

2 必要に応じて、兼担又は兼任の教員が授業を担当することがある。

3 必要に応じて、特任教員、嘱託教員及び臨時教員が授業を担当することがある。

（研究科長）

第9条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。

3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）

第10条 本研究科に研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べるすることができる。

4 委員会に関する必要な事項は、委員会規程に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

（学年）

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) キリスト降誕祭 12月25日

(4) 創立記念日 12月8日

(5) 夏期休業 7月25日から8月31日まで

(6) 冬期休業 12月20日から翌年1月14日まで

(7) 春期休業 3月16日から3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、委員会の意見を聴いて前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要がある場合、委員会の意見を聴いて休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第5章 入学

(入学の時期)

第14条 本研究科の入学の時期は、毎年4月とする。転入学及び再入学の場合も同じとする。

ただし、教育上の支障がないと認められる場合には、他の時期とすることができる。

(入学資格)

第15条 本研究科に入学することのできる者は、次に掲げる者とする。

2 看護学専攻修士課程

(1) ホスピス・緩和ケア看護学コース

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、3年以上の実務経験を有する者とする。

① 学校教育法第83条の大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者

③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること及びその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者

⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 公衆衛生看護学コース

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師及び保健師免許を取得し、又

は看護師及び保健師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(3) 精神看護学コース

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(4) 成人看護学コース

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(5) 保健師コース

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、保健師助産師看護師法及び関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業

年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 栄養管理学専攻博士前期課程

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ、栄養士法及び関係法令の定めるところによる栄養士免許を取得した者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- (3) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- (6) その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 栄養管理学専攻博士後期課程

学校教育法施行規則第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第104条第1項の定めにより、修士の学位を授与された者
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の定めにより、修士の学位を授与された者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- (5) その他、本研究科において修士の学位と同等以上の学力があると認められた者
(入学の出願)

第16条 本研究科に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 その他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条 他の大学院に在学している者で、本研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学を志願する者は、現に在籍している大学院の学長の許可書を提出しなければならない。

3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第20条 本研究科を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考のうえ、相当の学年に再入学を許可することがある。

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 単位及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 本研究科に開設する授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業科目名及び単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

(教育方法の特例)

第22条 本研究科の課程において、教育上必要があると委員会が認めた場合には、夜間及びその他の特定の曜日、時間又は時期に、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与及び成績)

第24条 授業の成績評価は、試験その他の方法によって授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の成績は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

3 学長は、前項で合格と判定された授業科目について単位を授与する。

(単位認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において修得した単位又は科目等履修生の制度により修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院等（外国の大学の大学院等を含む）の授業科目を履修させ、修得した単位を本研究科の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3 第1項及び第2項の規定により認定することができる単位数は、看護学専攻修士課程及び栄養管理学専攻博士前期課程については10単位以下とする。

4 単位認定に関する必要な事項は、別に定める。

(履修規程等)

第26条 この章に定めるもののほか、履修の方法、授業科目の概要、授業の方法、年間授業計画及び学修評価の基準並びに科目履修の認定の取扱い等については、履修規程等により別に定める。

第7章 休学、復学、退学、転学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他やむを得ない事由により修学することができない者は、所定の休学願を学長に提出し、許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、当該休学開始日の属する年度末までとする。ただし、修士課程又は博士前期課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることはできない。

4 休学期間は、第6条の修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 学長は、休学期間中に休学の事由が消滅した場合には、復学を許可することができる。ただし、復学の時期については、委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、所定の退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学)

第30条 他の大学院への入学又は転入学を志望する者は、所定の転入学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第27条第3項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 他の大学院に籍を置く者。ただし、第25条第2項の規定に基づく場合を除く。
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

(委員会への報告)

第31条の2 本章の規定に該当する者があった場合、学長は遅滞なく委員会に報告するものとする。

第8章 課程修了及び学位授与

(課程修了の所定単位)

第32条 本研究科における授業科目の履修については、別表第1、別表第2及び別表第3の定めるところに従い、課程・専攻により次のとおりの単位を修得しなければならない。

- (1) 看護学専攻修士課程 30単位以上
- (2) 栄養管理学専攻博士前期課程 30単位以上
- (3) 栄養管理学専攻博士後期課程 18単位以上

(課程修了の認定と学位授与)

第33条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、修士課程にあつては2年以上又は1年以上、博士前期課程にあつては2年以上本研究科に在学し、前条の定めるところに従い必要単位を修

得し、かつ、必要な研究指導を受け、本研究科の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者とし、学長は、修了要件を満たした者に対して修士の学位を授与するものとする。ただし、修士課程(第6条第1項ただし書きの該当者を除く。)及び博士前期課程の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、前条に定めるところに従い必要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、本研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとし、学長は、修了要件を満たした者に対して博士の学位を授与するものとする。ただし、博士後期課程の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年(博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本研究科の博士課程を経ることなく、博士の学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本研究科の博士課程を修了した者と同等の学力を有すると認められた者に対して、学長は、委員会の意見を聴いて授与することができる。

4 学位に関する必要な事項は、別に定める。

(資格の取得)

第34条 栄養管理学専攻博士前期課程において修了要件を満たし、別表第4に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得した者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、栄養教諭専修免許状が授与される。

第9章 賞罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に値する行為があつた者について、学長は委員会の意見を聴いて表彰することができる。

2 学生の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第36条 本研究科の規則に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者について、学長は委員会の意見を聴いて懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。

3 前項の退学及び停学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本研究科の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第37条 本研究科に学校医及び健康管理者を置く。

2 学校医及び健康管理者は、学校保健安全法に基づき学生の健康管理を行う。

3 健康診断、健康相談、疾病予防その他の保健衛生に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生、科目等履修生及び委託生

(研究生)

第38条 学長は、本研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて研究生として受入を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合には、学長は委員会の意見を聴いてその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第39条 学長は、本研究科学生以外の者で、本研究科の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて科目等履修生として受入を許可することができる。

(委託生)

第40条 学長は、本研究科において、他の大学、研究機関又は団体等から派遣され、授業科目の聴講又は特定の研究課題についての研究を行う者の委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、委員会の意見を聴いて委託生として受入れを許可することができる。

(細部規定の委任)

第41条 この章に規定する研究生、科目等履修生及び委託生の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第12章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学金、授業料等の金額)

第42条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の金額は、別表第5のとおりとする。

2 長期履修学生制度に関する授業料等については、別に定める。

(授業料等の納付)

第43条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

(学年途中で課程修了する者の授業料等)

第44条 学年の途中で課程を修了する者は、当該期分の授業料等を納付しなければならない。

(退学及び停学等の場合の授業料等)

第45条 学期の途中で退学する者、退学又は停学を命じられた者及び除籍された者にかかる当該期分の授業料等は徴収するものとする。

(休学の場合の授業料等)

第46条 休学を許可され、又は命じられた者については、休学を許可された翌期分（許可日が学期の初日の場合は当該期）から休学期間中の授業料等を免除することができる。

(復学等の場合の授業料等)

第47条 学年の中途において復学した者はその月から学期末まで、また、入学した者は当該期の授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第48条 経済的理由によって、授業料等の納付が困難であると認められる場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し又は徴収を猶予することができる。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第49条 研究生、科目等履修生及び委託生の入学検定料、授業料等及び委託料については、別に定める。

(納付金の取扱い)

第50条 納付した入学検定料及び入学金は返還しないものとする。

2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第51条 成績が優秀で修学の熱意があるにもかかわらず、災害、その他家庭状況などの経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を給付又は貸与することができる。

2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 大学院事務組織

(事務)

第52条 本研究科に係る事務は、大学事務局において行う。

第15章 補則

(細則その他)

第53条 本学則の施行に当たって必要な細則等は、委員会通則に準じて別に定める。

(改正)

第54条 本学則の改正は、学長の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

本学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2006年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2008年3月31日以前に入学した学生については、従前の別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5を適用する。

附 則

本学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2009年3月31日以前に入学した学生の別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2010年4月1日から施行する。ただし、2010年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の第25条別表第1及び第35条第1号の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2011年4月1日から施行する。ただし、2011年3月31日以前に入学した学生の別表第2、別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第18条第5項については、2012年3月31日以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2013年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項については、2013年3月31日以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第4号及び第21条並びに第24条については、2014年3月31日以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2016年3月31日以前に入学した学生については、改正前の規程による。ただし、第24条第2項については入学年度にかかわらず適用する。